

第4期中期目標期間(令和5年度)

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。	(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)の平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。		
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法(以下「機構法」という。)別表に掲げる各国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする(機構法第3条)。 これまで、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学に加えて、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のもつべき基礎の確立に大きな役割を担ってきた。特に、専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行っている。また、卒業生の約4割が国立高等専門学校の教育で培われたものづくりの知識や技術を基礎にして、より高度な知識と技術を修得するために進学している。 また、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」は、モンゴル、タイ、ベトナムをはじめ、アジア諸国を中心に高い評価を得ており、専人のニーズがある。 このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、我が国の産業界を支える技術者を育成するという使命に基づき、15歳人口の減少という状況の下で、アドミッションポリシーを踏まえた多様かつ優れた入学者を確保し、5年一貫のゆとりのある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などに加え、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的・協働的・創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。 加えて、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に、引き続き取り組みつつ、Society5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。 こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色を生かしつつ、法人本部がガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化することを基本方針とし、中期目標を達成するための中期計画を以下のとおりとする。 (別添)政策体系図	(基本方針) 機構が設置する国立高等専門学校は、我が国の産業界を支える技術者を育成するという使命に基づき、15歳人口の減少という状況の下で、アドミッションポリシーを踏まえた多様かつ優れた入学者を確保し、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などを基礎として、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的・協働的・創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。 加えて、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に、引き続き取り組みつつ、Society5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。 こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色を生かしつつ、法人本部がガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化することを基本方針とし、中期目標を達成するための中期計画を以下のとおりとする。	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定により、平成31年3月29日付け30受文科政第132号で認可を受けた独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)の中期目標を達成するための計画(中期計画)に基づき、令和5年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。	
2. 中期目標期間 中期目標期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間とする。	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置		
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3. 1 教育に関する目標 実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという特色ある教育課程を通じ、製造業をはじめとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき国立高等専門学校の教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。	1. 1 教育に関する事項 機構が設置する国立高等専門学校において、別表に掲げる学科を設け、所定の収容定員の学生を対象として、実験・実習・実技を通じ、早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという特色ある教育課程を通じ、製造業をはじめとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき国立高等専門学校の教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。	1. 1 教育に関する事項	
(1)入学者の確保 15歳人口が減少する中で、中学生やその保護者、中学校教員をはじめとする中学生の進路指導に携わる者等のみならず、広く社会に対して国立高等専門学校の特性や魅力について認識を深める広報活動を組織的・戦略的に展開するとともに社会の変化を踏まえた入試を実施することによって、充分な資質、意欲と能力を持った入学者を確保する。	(1)入学者の確保 ①ホームページのコンテンツの充実、中学校や教育委員会等に対する広報活動、複数の国立高等専門学校が共同して中学生及びその保護者等を対象に実施する合同入試説明会などを組織的・戦略的に展開することにより、国立高等専門学校の特性や魅力について広く社会に発信し、入学者確保に取り組む。	(1)入学者の確保 ①-1 入学希望者を対象としたホームページコンテンツの充実や、全日本中学校長会、地域における中学校長会等への広報活動を行い、国立高等専門学校の特徴や魅力を発信する。 また、中学生及びその保護者等を対象に国公私立の高等専門学校が連携して合同説明会を開催することにより、組織的・戦略的な広報活動を行い入学者の確保に取り組む。	(1)入学者の確保 ①-1 ○本校ホームページのコンテンツの充実を図り、中学生や保護者に分かりやすい形で本校の特徴や魅力を広く社会に発信する。 ○県内及び岩手県北の中学校を対象とする入学者選抜懇談会や中学校訪問等について、訪問対象や方法を組織的・戦略的に見直し、進路指導担当者の理解促進を目指す。 ○県教育委員会主催の県立高校入試説明会に出席してパンフレットを配布しPRを行う。 ○STEAM教育と連動した国際特別選抜を継続する。 ○高専機構主催の高専合同説明会等に参加し、全国への広報活動を行う。
		①-2 各国立高等専門学校は、入学説明会、体験入学、オープンキャンパス、学校説明会等(女子中学生含む)の機会を活用することにより、入学者確保のための国立高等専門学校の特性や魅力を発信する。	①-2 ○中学生に高専の魅力を直接発信できる一日体験入学の開催方法を改善し、参加者の増加を図る。 ○STEAM教室や小・中学生向けの出前授業を推進する。 ○中学校主催の進路学習会(高校説明会)に本校の参加を依頼し、中学生や保護者に、直接、本校をPRする機会を増やす。

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
	<p>② 女子中学生向け広報資料の作成、オープンキャンパス等の機会を活用した女子在学生による広報活動並びに諸外国の在日本大使館等への広報活動、ホームページの英語版コンテンツの充実などを通じ、女子学生、留学生等の確保に向けた取組を推進する。</p>	<p>②-1 女子中学生向け広報資料を活用した広報活動や、オープンキャンパスの女子学生を対象としたブース出展、国立高等専門学校の女子学生が研究紹介等を行う高専女子フォーラム等の機会を活用することにより、女子学生の確保に向けた取組を推進する。</p> <p>②-2 留学生の確保に向けて、以下の取組を実施する。 ・諸外国の日本国大使館等への広報活動を実施する。 ・英語版ホームページや説明会等を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。</p>	<p>②-1 ○女子学生の受け入れを推進するため、男女共同参画委員会を中心に継続して修学環境の改善に取り組む。 ○女子中学生の志願者確保に向け、まちなか文化祭や出前授業などにおいて、女子学生で構成される「ろっぽう娘」の活動を支援する。</p> <p>②-2 ○ホームページの英語版コンテンツを充実し、海外に向けて本校の特徴や魅力を引き続き発信する。</p>
	<p>③ 国立高等専門学校の教育にふさわしい充分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、中学校における学習内容等を踏まえたより適切な入試問題や入学者選抜方法、将来に向けた人材育成の在り方など、社会の変化を踏まえた高等専門学校入試の在り方を調査・研究し、平成33年度(2021年度)を目途に入試改革に取り組む。</p>	<p>③ 国立高等専門学校の教育にふさわしい充分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、令和2年度に策定した作問ポリシーに基づき、「思考力・判断力・表現力」をより重視した入学者選抜学力検査を引き続き実施する。 また、居住地の近くの高専等で受験が可能となることで受験生の負担軽減や利便性の向上につながる「最寄り地等受験」制度について、合同説明会やホームページ等での情報提供を充実させることにより、更なる利用促進を図る。 さらに、Web出願について、令和4年度における全国立高等専門学校でのWeb出願システムの導入後の運用状況を確認し、志願者と国立高等専門学校双方の利便性向上のため、安定的運用並びに必要なシステム改善を進める。 加えて、令和4年度に引き続き、受験生の志望校の選択肢を広げるため、一度の学力検査で複数の国立高等専門学校の志望が可能となる「複数校志望受験制度」を推進する。</p>	<p>③ ○入学試験の結果を教学IR室で分析し、選抜方法の改善を検討する。 ○最寄り地等受験制度を継続する。 ○Web出願制度を継続する。 ○東北地区の複数校受験制度を推進する。</p>
(2)教育課程の編成等	<p>(2)教育課程の編成等</p> <p>① Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化や技術の高度化、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持つ社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的、創造的技術者を育成するため、51校の国立高等専門学校が有する強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を行う。その際、工学・商船分野を基礎としつつ、その他の分野との連携を図るとともに、産業界のニーズに応える語学力や異分野理解力、リーダーシップ、マネジメント力等を備え、海外で活躍できる技術者を育成する等、高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、国立高等専門学校における教育課程の不斷の改善を促すための体制作りを推進する。</p> <p>このほか、全国的なコンテストや海外留学、ボランティア活動など、「豊かな人間性」の涵養を図るべく学生の様々な体験活動の参加機会の充実に努める。</p>	<p>(2)教育課程の編成等</p> <p>①-1 法人本部がイニシアティブを取って各国立高等専門学校の強み・特色をいかした学科再編、専攻科の充実等を促すため、法人本部の関係部署が連携をとり、各国立高等専門学校の相談を受け、組織的に指導助言を行っていく。 言の体制を整備し、各国立高等専門学校において教育に関する社会ニーズ等を踏まえた教育指導の改善、教育課程の編成、組織改組を促進する。 特に、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行っている専攻科においては、社会ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組むため、工学・商船分野以外の分野との連携を視野に入れつつ、産業界等との連携によるインターンシップ等の共同教育、各国立高等専門学校の強み・特色をいかした共同研究等、大学との連携教育プログラムの構築などを図る。</p> <p>①-2 国立高等専門学校の専攻科及び大学が連携・協力し、それぞれの機関が強みを持つ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図ることを目的とした連携教育プログラムを推進する。また、社会ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組むため、産業界と連携したインターンシップ等の共同教育や、各国立高等専門学校の特色をいかした共同研究等を実施する。 さらに、民間企業等と連携し、高等専門学校教育に実務家教員の登用を推進する。</p>	<p>(2)教育課程の編成等</p> <p>①-1 ○改定した令和5年度以降入学生の教育課程を、着実に実施する。 ○グローバルエンジニア育成事業の一環として導入した進級要件(英検準2級、TOEIC400点)を履行し、全学生の英語力の底上げを図る。 ○認定を受けた数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)を着実に履行し、高度な人材養成を目指す。 ○グローバルエンジニア育成事業(高度育成プログラム)の一環として導入した専攻科の修了のための英語能力に関する要件を履行し、専攻科生の英語力の底上げを図る。</p> <p>①-2 ○地域テクノセンターと連携し、社会・産業・地域ニーズ等の把握に努める。 ○エンジニアリングデザイン(ED)科目を通じて地域課題の問題発見およびグループによる解決を行い、産業界との連携を継続して行う。 ○民間企業等との連携先を模索し、実務家教員の登用を検討する。</p>
	<p>② 海外で活躍できる技術者としての能力の伸長に取り組むため、単位認定制度や単位互換協定に基づく海外留学や海外インターンシップなど学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実するとともに、学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。</p>	<p>②-1 学生が海外で活動する機会を後押しする体制の充実のため、以下の取組を実施する。 ・「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機関を中心として単位認定制度の整備や単位互換協定の締結を推進する。 ・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学や海外インターンシップ、学生交流を推進する。</p> <p>②-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。</p>	<p>②-1 ○タイ政府奨学金留学生受入校、タイ高専プロジェクト推進校、国際協力事業(モンゴル・タイ)協力支援校として、引き続き連携を推進する。 ○海外の機関との交流を引き続き推進する。</p> <p>②-2 ○低学年からのオンライン英会話の導入やSDGs・異文化交流ワークショップに積極的な参加を促したり本校の国際自主探究に繋げられるプログラムを導入することで、学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドの育成につながる活動に引き続き取り組んでいく。</p>
	<p>③ 学生の様々な体験活動の参加機会の充実に資するため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国高等専門学校連合会等が主催する全国高等専門学校ロボットコンテストなどの全国的なコンテストの活動を支援する。 ・学生へのボランティア活動の意義の啓発や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励、顕著なボランティア活動を行った学生の顕彰、学生評議への反映などによりボランティア活動の参加を推奨する。 ・学生に対して、国際交流に資する情報の提供を充実させ、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。 	<p>③-1 公私立高等専門学校と協力して、学生の意欲向上や国立高等専門学校のイメージの向上に資する「全国高等専門学校体育大会」や、「全国高等専門学校ロボットコンテスト」等の全国的な競技会やコンテストの活動を支援する。</p>	<p>③-1 ○後援会の協力を得て全国的な競技会やコンテスト等へ参加旅費の補助を行い学生の参加を支援する。 ○これまでのロボコン委員会をロボコン愛好会へ移行する。クラブ活動の枠内とすることで指導教員と学生間の長期的な信頼関係を醸成し、活動に長期的な戦略を持たせることにより活動の満足度と意欲の向上を図る。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
		<p>③-2 学生へのボランティア活動の参加意義や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励等に関する周知を行う。また、顕著なボランティア活動を行った学生及び学生団体の顕彰、学生評価への反映などによりボランティア活動の参加を推奨する。</p> <p>③-3 「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等の情報を収集するとともに、学生が積極的に活用できるよう促すことで、学生の国際会議の参加や海外留学等の機会の拡充を図る。</p>	<p>③-2 ○電子掲示板前へカタログスタンドを設置してボランティア活動の情報提供の充実を図る。 ○「高専生の学びを高めるキャンパス創造プロジェクト」の予算で整備した福利厚生会館1階に同窓会寄付金で設置したサイネージを利用してボランティア活動の情報提供の充実を図る。 ○ボランティア活動の奨励に関してはMicrosoft365等を活用した周知を行いボランティア活動の参加を推奨する。社会貢献活動に関する学生の取組について積極的に表彰しなどし、意欲・モチベーションの向上を図る。</p> <p>③-3 ○「トビタテ！留学JAPAN」プログラムの説明会や申請書指導等を学内にて引き続き行い海外留学等の機会の拡充を図る。各種海外留学支援制度について例年通り応募する。海外派遣・受け入れ人数や形はコロナ前と異なってはいるが、徐々に状況に沿った留学プログラムを推奨し支援を行っていく。</p>
(3)多様かつ優れた教員の確保 高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。 また、ファカルティ・ディベロップメントなどの研修の組織的な実施や優秀な教員の表彰を継続し、教員の教育研究力の継続的な向上に努める。	<p>(3)多様かつ優れた教員の確保 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。</p> <p>① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。</p> <p>② 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスマポイント制度を導入する。</p> <p>③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム(育児等のライフイベントにある教員が他の国立高等専門学校で勤務できる制度)等の取組を実施する。</p> <p>④ 外国人教員の採用を進めるため、外国人教員の積極的な採用を行った国立高等専門学校への支援を充実する。</p> <p>⑤ 多様な経験ができるよう、採用された学校以外の高等専門学校や大学などに1年以上の長期にわたって勤務し、また元の勤務校に戻ることのできる人事制度を活用する。</p> <p>⑥ 教員の学生指導などに関する能力の向上を図るため、法人本部による研修及び各国立高等専門学校におけるファカルティ・ディベロップメントを実施するとともに、学校の枠を超えた自主的な研修グループ等の活動を推奨する。また、独立行政法人日本学生支援機構等の関係機関と連携した研修等への教員の参加を促す。</p> <p>⑦ 教育活動や生活指導などにおいて顕著な功績が認められる教員や教員グループの顕彰事業を実施する。</p>	<p>(3)多様かつ優れた教員の確保 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。</p> <p>② クロスマポイント制度の実施を推進する。</p> <p>③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。また、女性研究者支援プログラムなどの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。</p> <p>④ 外国人教員を積極的に採用した国立高等専門学校への支援を行う。</p> <p>⑤ 長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を図りつつ、国立高等専門学校・両技術科学大学間の教員人事交流を実施する。また、国立高等専門学校間の教員人事交流についても実施する。</p> <p>⑥ 法人本部による研修又は各国立高等専門学校におけるファカルティ・ディベロップメントを実施するとともに、学校の枠を超えた自主的な活動を推奨する。なお、教員の能力向上を目的とした各種研修について、専門機関等と連携し企画・開催する。</p> <p>⑦ 教育活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを表彰する。</p>	<p>(3)多様かつ優れた教員の確保 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。</p> <p>② クロスマポイント制度の実施を検討する。</p> <p>③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の活用を推進すべく、より効果的な学内広報を図る。また、女性研究者支援プログラムの実施により女性教員の働きやすい環境の整備に努める。</p> <p>④ 外国人を含めた教員公募を継続する。</p> <p>⑤ 教員の力量を高め、学校全体の教育力を高めるために、教員人事交流制度を活用するように努める。</p> <p>⑥ 教員の能力向上を目的とする各種研修会への派遣、およびファカルティ・ディベロップメントの実施を推進する。</p> <p>⑦ ○顕著な功績が認められる教員について、高専機構教員顕彰への推薦および学内教員特別顕彰制度による表彰を行う。 ○授業アンケートに基づく授業評価優秀教員表彰を行う。特に継続して優秀と認められる教員には「八戸高専Distinguished Teacher」の称号を与える。</p>
(4)教育の質の向上及び改善 国立高等専門学校的特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化を進めるとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育を実践・実質化するとともに、社会ニーズを踏まえた見直しに努め、国立高等専門学校における教育の質保証に取り組む。 さらに、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。 実践的技術者を育成する上での学習の動機付けを強めるため、産業界等との連携体制の強化を進め、地域や産業界が直面する課題の解決を目指した実践的な教育に取り組むほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連携、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の育成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により高等専門学校教育の高度化を推進する。	<p>(4)教育の質の向上及び改善 ① 国立高等専門学校的特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化を進め、モデルコアカリキュラムに基づく教育を実践・実質化するとともに、PDCAサイクルによるモデルコアカリキュラムの不断の見直しを図り、国立高等専門学校における教育の質保証を実現するため、以下の取組を実施する。 ・[PLAN]各国立高等専門学校における教育課程の編成、WEBシラバスの作成、到達目標の具体化(ループリック)。 ・[DO]アクティブラーニングなど教育方法の改善を含めた教育の実施。 ・[CHECK] CBT(Computer-Based Testing)などを活用した学生の学習到達度の把握や学生の学習時間調査、卒業時の満足度調査の実施等による教育効果の検証。 ・[ACTION]ファカルティ・ディベロップメントの実施等を通じた教育の改善。</p>	<p>(4)教育の質の向上及び改善 ① 法人本部及び各国立高等専門学校は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーのふさわしさなどを組織的に精査するとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育の実質化を進め、教育実践のPDCAサイクルを機能、定着させるため、以下の項目について重点的に実施する。また、令和5年4月に公開を予定している改訂モデルコアカリキュラムについて、法人本部主導の説明会等を実施し、令和6年度からの改訂モデルコアカリキュラムに対応した教育実践に向けて、各国立高等専門学校における教育課程の編成及び教育改善を進める。併せて、教育内容の豊富化及び教育指導の質の向上とともに、学生の主体的な学びの促進及び個別最適な学びの支援を図るため、国立高等専門学校間の教材の共有や、授業科目的の履修・単位の互換認定を推進する。</p> <p>[Plan] WEBシラバスにおけるループリックの明示による到達目標の具体化・共有化 [Do] アクティブラーニング等による教育方法の改善を含めた教育の実施状況の確認と全国立高等専門学校への好事例の共有 [Check] CBT(Computer-Based Testing)を用いた学習到達度の把握、学習状況調査及び卒業時の満足度調査の実施による教育効果の検証 [Action] 教育改善に資するファカルティ・ディベロップメント活動等の推進及びそれらの活動内容の収集・公表</p>	<p>(4)教育の質の向上及び改善 ① 各科目のWebシラバスにおけるループリック明示による到達目標の具体化を確認し、新しいMCCとDPの関連を確認する。 ○本校独自の課題発見・解決型アクティブラーニングである「自主探究」について、改善を継続しつつ実施する。 ○CBTや学習状況調査を実施し、学生の学習到達度・学習状況の把握に努める。 ○卒業時の満足度調査を実施する。 ○教員が相互の授業を参観するオープン授業を継続する。特に、新任教員による授業参観を奨励して、高専の授業に慣れてもらえるよう努める。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
② 学校教育法第123条において準用する第109条第1項に基づく、自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じて教育の質の向上を図る。そのため、各国立高等専門学校の評価結果について、優れた取組や課題・改善点を共有することにより、評価を受けた学校以外の国立高等専門学校の教育の質の向上に努める。	② 各国立高等専門学校の教育の質の向上に努めるため、自己点検・評価及び高等専門学校機関別認証評価を計画的に進めるとともに、評価結果の優れた取組や課題・改善点については、各国立高等専門学校において共有・展開する。また、モデルカリキュラムに基づく国立高等専門学校の本科における教育の質保証の仕組みとして、令和4年度から本格的に開始した「国立高専教育国際標準(KIS)」について、評価機関と連携した説明会等を行い、全国立高等専門学校において制度の理解を更に深め、各国立高等専門学校の自発的な教育改善を推進する。	② ○ 自己点検評価規則に基づき、着実に自己点検・評価を実施する。 ○ 国立高専教育国際標準(KIS)受審に向けて、校内の体制を整え、準備を進める。	
③ 地域や産業界が直面する課題解決を目指した実践的教育に向けて、課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))を推進するとともに、産業界等との連携による教育プログラム・教材開発やインターンシップ等の共同教育を実施する。特にセキュリティを含む情報教育については、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し、最新の動向を把握しながら教育内容の高度化に努めるとともに、その成果を全国立高等専門学校に展開する。	③-1 各国立高等専門学校において、地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))の導入を推進する。 また、地域の自治体等と連携し、小中学生・高校生を対象とした情報プログラミング教育を含むSTEAM教育の支援を行い、地域の理工系人材の早期発掘及び人材育成を推進するとともに、国立高等専門学校におけるSTEAM教育の高度化を図る。 ③-2 企業と連携した教育コンテンツの開発を推進しつつ、インターンシップ等の共同教育を実施し、その取組事例を取りまとめ、各国立高等専門学校に周知し、各国立高等専門学校における取組の強化を推進する。 ③-3 セキュリティを含む情報教育について、関係する外部機関と連携し教員の指導力向上を図るとともに、これまでに開発したカリキュラムや教材を活用した教育実践を全国立高等専門学校に展開する。	③-1 ○「自主探究」を通して、課題解決を目指す実践的教育を推進する。 ○ 地域や産業界が直面する課題解決を目指した専攻科の「エンジニアリング・デザイン(ED)」教育を推進する。 ○ STEAM教育と連動した国際特別選抜を継続し、中学生に早期のSTEAM教育を行い、その高度化を目指す。 ③-2 ○ 企業等におけるインターンシップを本科4年生および専攻科1年生を中心に推進する。 ○ 地域企業等と共同した教育プログラムである専攻科の「エンジニアリング・デザイン(ED)」教育を引き続き実施する。 ③-3 ○セキュリティを含む情報教育について、機構本部と連携し教員の指導力向上を図るとともに、これまでに開発されたカリキュラムや教材を活用した教育を推進する。	
④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、ビデオ教材を活用した教育、教員の研修、教育課程の改善、国立高等専門学校と技術科学大学との間の教育の接続、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。	④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、ビデオ教材等を活用した教育、教員の研修、国立高等専門学校と技術科学大学との間の連携教育、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。	④ ○ 技術科学大学主催の教員研修会や協議会への参加を促す。 ○ 教育の高度化に向け、東北大、弘前大、八戸工業大、八戸学院大等との連携を継続する。	
(5) 学生支援・生活支援等 中学校卒業直後の若年層の学生を受入れ、かつ、約4割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、修学上の支援に加え、進路選択や心身の健康等安心安全な生活上の支援を充実させる。また、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させ、さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。	(5) 学生支援・生活支援等 ① 中学校卒業直後の若年層の学生を受入れ、かつ、約4割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、カウンセラーーやソーシャルワーカー等の外部専門職を活用するとともに、障害を有する学生への配慮に資する取組の支援等により、学生支援体制の充実を図る。また、国公私立の各高等専門学校の学生支援担当教職員を対象とした研修を実施する。	(5) 学生支援・生活支援等 ① 各国立高等専門学校の学生相談体制の充実のため、カウンセラー及びソーシャルワーカー等の専門職の配置を促進するとともに、各国立高等専門学校の学生指導担当教職員に対し、障害を有する学生への支援を含めた学生指導に関する外部専門家の協力を得て、具体的な事例等に基づいた実効性のある研修を実施する。	(5) 学生支援・生活支援等 ① ○ 相談室および保健室の体制と業務の改善を行い、関係者が他部局および校内外の専門家(障害支援アドバイザー、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関等)と円滑に連携して情報共有と支援を進める。 ○ 八戸工業高等専門学校合理的配慮検討委員会規程に則り合理的配慮体制を充実させるとともに、障害と合理的配慮等に対する理解を深めるため教職員対象のFD等を実施する。
(6) 教育環境の整備・活用 施設・設備の有効活用、適切な維持保全、運用管理を図るとともに、産業構造の変化や技術の進歩に対応した教育を行った い。 「新築改修等の建物・施設の改修・新築事業」	(6) 教育環境の整備・活用 施設・設備の有効活用、適切な維持保全、運用管理を図るとともに、産業構造の変化や技術の進歩に対応した教育を行った い。 「新築改修等の建物・施設の改修・新築事業」	(6) 教育環境の整備・活用 施設・設備の有効活用、適切な維持保全、運用管理を図るとともに、産業構造の変化や技術の進歩に対応した教育を行った い。 「新築改修等の建物・施設の改修・新築事業」	(6) 教育環境の整備・活用 施設・設備の有効活用、適切な維持保全、運用管理を図るとともに、産業構造の変化や技術の進歩に対応した教育を行った い。 「新築改修等の建物・施設の改修・新築事業」

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
④、耐震補強など防火・機械設備の強化を図り施設改修、設備更新など安全で快適な教育環境の整備を計画的に進める。その際、施設の長寿命化や身体に障害を有する者にも配慮する。 教職員・学生の健康・安全を確保するため各高等専門学校において実験・実習・実技に当たっての安全管理体制の整備を図っていく。科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。			
【重要度:高】 本法人は学校教育法第一条に定める学校を設置する唯一の独立行政法人であり、法人の設置目的に鑑み、「教育に関する目標」の重要度を高く設定することが適当である。今後、Society5.0をはじめとする社会変革に対応するとともに、海外で活躍できる技術者を育成することは、本法人において重要な業務である。			
【評価指標】 3. 1-1 入学者の状況 3. 1-2 学生の学習状況や満足度等の状況 3. 1-3 教員構成の状況 3. 1-4 学生の学習状況や満足度等の状況(再掲) 3. 1-5 学生の就職状況			
【目標水準の考え方】 3. 1-1 少子化が進む状況においても、多様かつ優秀な学生を確保することができたか、少子化率、現在の入学志願倍率(第3期中期目標期間の平均志願倍率:1.74倍)、入学者における女子学生比率(2018年度女子学生比率:本科…21.8%、専攻科…11.7%)、留学生比率(2018年度留学生比率:本科…0.03%、専攻科…0.07%)等を参考に判断する。 3. 1-2 学生の学習時間調査や卒業時の満足度調査等の調査を実施し、その結果を参考に判断する。 3. 1-3 教員の取得学位、実務家教員、女性教員、外国人教員、若手教員、他機関とのクロスマッチングを活用した教員等の比率を参考に判断する。 3. 1-4 学生の学習時間調査や卒業時の満足度調査等の調査を実施し、その結果を参考に判断する。(再掲) 3. 1-5 学生の就職状況(第3期中期目標期間のうち、実績が明らかになっている2014～2017年度の平均就職率:本科…99.4%、専攻科…99.2%)を参考に判断する。			
3. 2 社会連携に関する目標 各国立高等専門学校が立地している地域の特性を踏まえた産学連携を活性化させ、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、国立高等専門学校における共同研究などの成功事例等を地域社会に還元し、広く社会に公開する。 地域共同テクノセンター等を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。	1. 2 社会連携に関する事項 ① 国立高等専門学校において開発した実践的技術等のシーズを広く企業や地域社会の課題解決に役立てることができるよう、教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を印刷物、ホームページなど多様な媒体を用いて発信する。	1. 2 社会連携に関する事項 ① 広報資料の作成、「国立高専研究情報ポータル」等のホームページの充実やプレスリリースの配信などにより、教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を発信する。	1. 2 社会連携に関する事項 ① キーワード等を入力することで、ニーズに対応するシーズを持つ教員を検索することができるシステムにより各教員の研究内容のデータベースを提供しているが、新規採用教員を含めたデータの更新を行う。同時に「出前授業」のデータの更新を行う。さらに、共同・受託研究等の成果等を「センター報」として取りまとめ、発行に務める。
	② 地域社会のニーズの把握や各国立高等専門学校の枠を超えた連携などを図りつつ、社会連携のコーディネーターや教員の研究分野の活動をサポートする高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター、国立高等専門学校間の研究ネットワーク等を活用し、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、効果的技術マッチングのイベント等でその成果の情報発信や知的資産化など社会還元に努める。	② 高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター、国立高等専門学校間の研究ネットワーク、地方自治体や産業界との連携会議等を活用し、新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、技術マッチングのイベント等でその成果の情報発信等に努める。	② ○ 高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や国立高等専門学校間の研究ネットワーク、地方自治体や産業界との連携会議等を活用し、新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、技術マッチングのイベント等でその成果の情報発信等に努める。
	③ 各国立高等専門学校における強み・特色・地域の特性を踏まえた取組や学生活動等の様々な情報を広く社会に発信することを促進するため、以下の取組を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校には、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 ・各国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。	③-1 法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校には、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 ③-2 各国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。	③-1 ○ 報道機関等との連携体制を継続するとともに、情報発信に積極的に取り組む。 ③-2 ○ 地域連携の取組や学生の活躍等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信する。また、報道内容及び報道状況を機構本部に随時報告する。
【評価指標】 3. 2-1 共同研究・受託研究の受入状況 3. 2-2 国立高等専門学校における地域連携等に係る取組の報道状況			

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
【目標水準の考え方】 3.2-1 企業との共同研究を通じた教育は、国立高等専門学校における実践的な教育の一例であることから、地元企業をはじめ、外部機関との連携状況として、共同研究や受託研究の受入状況を参考に判断する。 3.2-2 地域連携の取組や学生活動等、国立高等専門学校における様々な取組の報道状況を参考に判断する。			
3.3 國際交流に関する目標 各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援にあたっては、以下の取組を実施する。 ・各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、諸外国の政府関係者の視察受入及び法人本部との意見交換を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。 ・我が国と当該国の政府間合意の内容に基づいた体制整備を図る。 ・それとともに、諸外国の要請や教育制度との接続等を踏まえ、「KOSEN」導入に向けた教育課程の編成を支援するとともに当該国の教員を我が国に招き、国立高等専門学校での実践的な研修等を実施する。 ・既にリエゾンオフィスを設置し、「KOSEN」の導入支援に取り組んでいる、モンゴル、タイ、ベトナムの3か国については、各國政府と連携・協議しつつ、その要請等に応じた支援に取り組む。 ・これらの進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ、リエゾンオフィスの機能を見直す。	1.3 國際交流等に関する事項 ① 諸外国に「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援にあたっては、以下の取組を実施する。 ・各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、諸外国の政府関係者の視察受入及び法人本部との意見交換を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。 ・我が国と当該国の政府間合意の内容に基づいた体制整備を図る。 ・それとともに、諸外国の要請や教育制度との接続等を踏まえ、「KOSEN」導入に向けた教育課程の編成を支援するとともに当該国の教員を我が国に招き、国立高等専門学校での実践的な研修等を実施する。 ・既にリエゾンオフィスを設置し、「KOSEN」の導入支援に取り組んでいる、モンゴル、タイ、ベトナムの3か国については、各國政府と連携・協議しつつ、その要請等に応じた支援に取り組む。 ・これらの進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ、リエゾンオフィスの機能を見直す。	1.3 國際交流等に関する事項 ①-1 諸外国に「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援を展開するにあたっては、各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関との組織的・戦略的な連携の下に、相手国と連携・協議しつつ、その要請及び段階等に応じた支援に取り組む。 ・蒙古の高専については、高専教育導入の支援を引き続き行う。 ○タイのプリンセスチュラボーンサイエンスハイスクール(PCS HS)については、本科1年生から学生を受け入れる他に、両国の教育に関する意見交換や国際自主探究の場を設けること、またそのための地盤づくりを行い連携を引き続き強める。 ○タイのテクニカル・カレッジの支援を継続して行う。 ○引き続き在京タイ大使館やアジア科学教育経済発展機構(アジアシード)などの機関と綿密に連絡を取り合い留学生の受け入れ体制および問題改善に努める。	1.3 國際交流等に関する事項 ①-1 ○モンゴルの高専については、高専教育導入の支援を引き続き行う。 ○タイのプリンセスチュラボーンサイエンスハイスクール(PCS HS)については、本科1年生から学生を受け入れる他に、両国の教育に関する意見交換や国際自主探究の場を設けること、またそのための地盤づくりを行い連携を引き続き強める。 ○タイのテクニカル・カレッジの支援を継続して行う。 ○引き続き在京タイ大使館やアジア科学教育経済発展機構(アジアシード)などの機関と綿密に連絡を取り合い留学生の受け入れ体制および問題改善に努める。
②「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各國立高等専門学校の協力のもと、学生及び教職員が参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。	② 「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各國立高等専門学校の協力のもと、学生及び教職員が実践的な研修等に参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。	② 「KOSEN」の導入支援として、以下に示す取組を実施する。 ・令和元年5月に開校したKOSEN-KMITL及び令和2年6月に開校したKOSEN KMUTTを対象として、日本の高専と同等の教育の質となるよう、日本の高専教員を常駐させ、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。 ・タイのテクニカルカレッジにおいて日本型高等専門学校教育を取り入れて設置された5年間のモデルコースを対象として、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。	② ○モンゴル高専への教員及び専攻科生による支援を引き続き実施する。さらに、モンゴル高専から専攻科への受入体制を整える。
③ 国立高等専門学校の国際化のため、以下の取組を実施する。 ・海外で活躍できる技術者としての能力の伸長に取り組むため、単位認定制度や単位互換協定に基づく海外留学や海外インターンシップなど学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実するとともに、学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。【再掲】 ・学生に対して、国際交流に資する情報の提供を充実させ、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。【再掲】	③-1 ・学生が海外で活動する機会を後押しする体制の充実のため、以下の取組を実施する。 ・「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機関を中心として単位認定制度の整備や単位互換協定の締結を推進する。【再掲】 ・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学や海外インターンシップ、学生交流を推進する。【再掲】	③-1 ○タイ政府奨学金留学生受入校、タイ高専プロジェクト推進校、国際協力事業(モンゴル・タイ)協力支援校として、引き続き連携を推進する。【再掲】 ○海外の機関との交流を引き続き推進する。【再掲】	③-1 ○リエゾンオフィスを設置している国以外への「KOSEN」の導入支援として、政府関係者の視察受入及び法人本部との意見交換等を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。
④ リエゾンオフィスを活用した海外への情報発信機能を強化するとともに、従来の本科3年次への外国人留学生の受入れや本科1年次や専攻科への受入れを推進することにより、外国人留学生の受入れを推進する。	④-1 ・外国人留学生の受入れを推進するため、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日本国大使館等への広報活動を実施する。【再掲】 ・英語版ホームページや説明会等を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。【再掲】 ・重点3ヵ国及び周辺諸国における広報活動の実施や情報発信の強化にあたっては、リエゾンオフィスの活用を中心に対応する。	④-1 ○ホームページの英語版コンテンツを充実し、海外に向けて本校の特徴や魅力を引き続き発信する。【再掲】 ○引き続き、リエゾンオフィスと継続的に情報交換を行い、海外のニーズを理解して対応できるようにする。	④-1 ○ホームページの英語版コンテンツを充実し、海外に向けて本校の特徴や魅力を引き続き発信する。【再掲】 ○引き続き、リエゾンオフィスと継続的に情報交換を行い、海外のニーズを理解して対応できるようにする。

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
		<p>(4)-2 日タイ産業人材育成協力イニシアティブに基づく、本科1年次からの留学生の受入を実施する。また、KOSEN-KMITL及びKOSEN KMUTTから本科3年次への留学生の受入を実施する。</p> <p>(5) 法人本部は、教員や学生の国際交流の際には、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて安全面への配慮を行う。各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組むとともに、法人本部において定期的に在籍管理状況の確認を行う。</p>	<p>(4)-2 ○ 令和5年度はタイからの留学生を本科1年生として4名が入学、またタイ高専から本科3年生1名が編入した。これで本科1年生～専攻科生まで合計17名のタイ人学生が本校で学ぶことになる。また、R5年度はタイ高専4年次短期派遣研修プログラムの支援の準備を含めて留学生の指導体制を整えて支援を行う。</p> <p>(5) ○ コロナウイルス感染下、またその他国際情勢・安全性について情報を収集し、安全を十分確認したうえで国際交流を実施する。 ○ 外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等について的確に把握して必要な指導を行うとともに、機構本部および本校のリスク管理と連携して適切な在籍管理を行う。 ○ 海外派遣については説明会及び事前研修を行い、危険発生の可能性があることを十分認識してもらう。また、海外旅行保険の加入を義務付ける。 ○ 派遣前に、コロナワクチン接種の履歴および現地で必要な予防接種を確認し、学生の健康状態をチェックする。 ○ 外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録させる。</p>
<p>【評価指標】 3.3-1 海外留学や海外インターンシップ等の実施状況 3.3-2 在校生における留学生比率の状況</p> <p>【目標水準の考え方】 3.3-1 海外留学や海外インターンシップ等を経験した学生の割合(第3期中期目標期間中の平均値:本科…4.3%、専攻科…12.9%)を参考に判断する。 3.3-2 在校生に占める留学生の割合(第3期中期目標期間中の平均値:本科…0.92%、専攻科…0.33%)を参考に判断する。</p>			
<p>4 管理運営に関する目標 機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するとともに、そのスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行ふ。また、法人の効率的な運営を図る観点から、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することを検討する。 法人組織内の内部統制については更に充実・強化を図る。また、常勤監事を置き監事監査体制を強化する。 事務職員の資質の向上のため、国立大学法人などとの人事交流を積極的に行ふとともに、必要な研修を計画的に実施する。 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p>			

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
4. 業務運営の効率化に関する事項 4. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く。）については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	2. 業務運営の効率化に関する事項 2. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く。）については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	2. 業務運営の効率化に関する事項 2. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く。）については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	2. 業務運営の効率化に関する事項 2. 1 一般管理費等の効率化 ○ 管理的業務の効率化・合理化、一般管理費の計画的な抑制を図るため、学内の予算配分において削減率の目標設定を行うとともに、一般管理費以外の経費についても配分予算と収入見込みの状況を踏まえ、本校の実情に合った戦略的・計画的な予算配分を行う。特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 ○ 共同調達の推進や一般管理業務の外部委託の導入等により、引き続き経費節減ならびに業務負担軽減を図る。
4. 2 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2. 2 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2. 2 給与水準の適正化 職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	
4. 3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。	2. 3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。	2. 3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人国立高等専門学校機構調達等合理化計画」を遵守し、更なる契約の適正化を図る。	
5. 財務内容の改善に関する事項 5. 1 戰略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、透明性・公平性を確保しつつ、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分に取り組む。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3. 1 戰略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 また、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分にあたっては、以下の取組等を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3. 1 戰略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、予算配分方針をあらかじめ定め、各国立高等専門学校に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 また、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分にあたっては、以下の取組等を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3. 1 戰略的な予算執行・適切な予算管理 ○ 校長のリーダーシップのもと、八戸高専における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、八戸高専のアクティビティに応じた戦略的な予算の獲得に積極的に取り組む。また、八戸高専の情報発信機能を強化するため、報道機関との連携体制を継続し、社会への情報発信に積極的に取り組む。 ○ 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するために、収支状況を常に確認し、計画的な予算執行を行う。
5. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じた外部資金等自己収入の増加により、財政基盤を強化する。	3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携に関する取組を踏まえ、地域等の産学官との連携強化により、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得の増加を図る。また、令和4年度に寄附増進方策として実施したホームページから寄附案内ページへのアクセス性の向上や、利便性の高い決済方法の導入等について、卒業生が就職した企業、同窓会等との交流を図る中で案内を行なうほか、広く周知に努める。さらには、寄附者に対する成果の可視化を実施すること等により、寄附金の獲得につながる取組みを推進する。 3. 3 予算 別紙1 3. 4 収支計画 別紙2 3. 5 資金計画 別紙3	3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じ、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得の増加を図る。また、令和4年度に寄附増進方策として実施したホームページから寄附案内ページへのアクセス性の向上や、利便性の高い決済方法の導入等について、卒業生が就職した企業、同窓会等との交流を図る中で案内を行なうほか、広く周知に努める。さらには、寄附者に対する成果の可視化を実施すること等により、寄附金の獲得につながる取組みを推進する。 3. 3 予算 別紙1 3. 4 収支計画 別紙2 3. 5 資金計画 別紙3	3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 県が主催しているタスクフォース等を通じ、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得の増加を図る。また、産業技術振興会といった企業等との交流の場をいかし、寄附金の獲得につなげていく。

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
	<p>4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 156億円 4. 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。</p> <p>5. 不要財産の処分に関する計画 5. 1 以下の不要財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ①苫小牧工業高等専門学校 錦岡宿舎団地(北海道苫小牧市明徳町四丁目327番236)4,492.10m² ②福島工業高等専門学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,502.99m² 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)480.69m² ③沼津工業高等専門学校 香貫宿舎団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59m² ④有明工業高等専門学校 平井団地(熊本県荒尾市下井手字丸山768番2)288.66m² 宮原団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54m² 正山71団地(福岡県大牟田市正山町71番2)284.31m² ⑤舞鶴工業高等専門学校 大波団地(京都府舞鶴市字大波上小字滝ケ浦1112番)453.90m² ⑥徳山工業高等専門学校 御弓町団地(山口県周南市大字徳山字上御弓丁4197番1)1,321.37m² 周南住宅団地(山口県周南市周陽三丁目21番2)1,310.32m² ⑦熊本高等専門学校 平山宿舎団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00m² 新開宿舎団地(熊本県八代市新開町参考3番94)1,210.26m² ⑧都城工業高等専門学校 年見団地(宮崎県都城市年見町34号7番)2,249.79m² ⑨鹿児島工業高等専門学校 東真孝団地(鹿児島県霧島市隼人町真孝字東真孝169番3)8,466.59m²</p> <p>5. 2 以下の不要財産について、譲渡又は現物を国庫に納付する。 ①函館工業高等専門学校 湯川町団地(北海道函館市湯川町2丁目40番2)2,118.70m² 梁川町団地(北海道函館市梁川町13番10)912.75m² ②香川高等専門学校 木太町団地(香川県高松市木太町字川西1990番4、2012番2、2013番)1,139.61m² 昭和町団地(香川県高松市昭和町一丁目202番、203番1)1,074.37m² ③北九州工業高等専門学校 徳力団地(福岡県北九州市小倉南区山手1丁目876番178、186、191、203、226)7,306.37m²</p> <p>6. 重要な財産の譲渡に関する計画 以下の重要な財産について、公共の用に供するため、売却により譲渡し、その売却収入を整備費用の財源とする。 ①津山工業高等専門学校 沼団地(岡山県津山市沼字大加美551番)29.73m²</p> <p>7. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 156億円 4. 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。</p> <p>5. 不要財産の処分に関する計画 5. 1 以下の不要財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ①苫小牧工業高等専門学校 錦岡宿舎団地(北海道苫小牧市明徳町四丁目327番236)4,492.10m² ②福島工業高等専門学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,502.99m² 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)480.69m² ③沼津工業高等専門学校 香貫宿舎団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59m² ④有明工業高等専門学校 平井団地(熊本県荒尾市下井手字丸山768番2)288.66m² 宮原団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54m² 正山71団地(福岡県大牟田市正山町71番2)284.31m² ⑤舞鶴工業高等専門学校 大波団地(京都府舞鶴市字大波上小字滝ケ浦1112番)453.90m² ⑥徳山工業高等専門学校 御弓町団地(山口県周南市大字徳山字上御弓丁4197番1)1,321.37m² 周南住宅団地(山口県周南市周陽三丁目21番2)1,310.32m² ⑦熊本高等専門学校 平山宿舎団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00m² 新開宿舎団地(熊本県八代市新開町参考3番94)1,210.26m² ⑧都城工業高等専門学校 年見団地(宮崎県都城市年見町34号7番)2,249.79m² ⑨鹿児島工業高等専門学校 東真孝団地(鹿児島県霧島市隼人町真孝字東真孝169番3)8,466.59m²</p> <p>5. 2 以下の不要財産について、譲渡又は現物を国庫に納付する。 ①函館工業高等専門学校 湯川町団地(北海道函館市湯川町2丁目40番2)2,118.70m² 梁川町団地(北海道函館市梁川町13番10)912.75m² ②香川高等専門学校 木太町団地(香川県高松市木太町字川西1990番4、2012番2、2013番)1,139.61m² 昭和町団地(香川県高松市昭和町一丁目202番、203番1)1,074.37m² ③北九州工業高等専門学校 徳力団地(福岡県北九州市小倉南区山手1丁目876番178、186、191、203、226)7,306.37m²</p> <p>6. 重要な財産の譲渡に関する計画 以下の重要な財産について、公共の用に供するため、売却により譲渡し、その売却収入を整備費用の財源とする。 ①津山工業高等専門学校 沼団地(岡山県津山市沼字大加美551番)29.73m²</p> <p>7. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	
6 その他業務運営に関する重要事項 6. 1 施設及び設備に関する計画 各国立高等専門学校の施設等の老朽化の状況を踏まえつつ、教育研究・特色に応じて策定した施設整備計画に基づき、安全性の確保や多様な利用者に対する配慮を踏まえるとともに、社会の変化や時代のニーズ等、国立高等専門学校を取り巻く環境の変化を踏まえた高等専門学校教育の一層の高度化・国際化を目指した整備・充実を計画的に進める。 教職員・学生の健康・安全を確保するため各国立高等専門学校において実験・実習・実技に当たっての安全管理体制の整備を図る。科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。	<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8. 1 施設及び設備に関する計画 ① 老朽化した施設の改善においては、「国立高専機構施設整備5か年計画」及び「国立高専機構インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、非構造部材の耐震化やライフラインの更新など安心安全な教育研究環境の確保を図る。 合併させて、社会の変化に対応した高等専門学校教育の高度化、国際化への対応等に必要な整備を計画的に推進する。 また、老朽化したインフラ設備を計画的に更新し、学修環境の整備、省エネや維持管理コストの削減などの戦略的な施設マネジメントに取り組む。</p> <p>② 中期目標の期間中に専門科目の指導に当たる全ての教員・技術職員が受講できるように、安全管理のための講習会を実施する。</p> <p>③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。</p>	<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8. 1 施設及び設備に関する計画 ①-1 「国立高等専門学校機構施設整備5か年計画2021」(令和3年3月決定)及び「国立高等専門学校機構インフラ長寿命化計画(個別施設計画)2018」(平成31年3月決定)に基づき、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校施設の機能の高度化や老朽施設の改善などの整備を推進し、施設マネジメントに取り組む。 ①-2 施設の非構造部材の耐震化については、引き続き、計画的に対策を推進する。</p> <p>② 学生及び教職員を対象に、「実験実習安全必携」を配付するとともに、安全衛生管理のための各種講習会を実施する。</p> <p>③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、女子学生の利用するトイレ等の設置やリニューアルなど、修学・就業上の環境整備を計画的に推進する。</p>	<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8. 1 施設及び設備に関する計画 ①-1 「国立高等専門学校機構施設整備5か年計画」(令和3年3月決定予定)及び「国立高等専門学校機構インフラ長寿命化計画(個別施設計画)2018」(平成31年3月決定)に基づき、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校施設の機能の高度化や老朽施設の改善などの整備を推進し、施設マネジメントに取り組む。 ○ キヤンバスマスタートープラン及びインフラ長寿命化計画に基づき八戸高専の施設整備計画をたて教育環境の整備、老朽施設の改善を計画的に進める。 ○ 令和4年度補正予算による混住型学生寮新宮について完成を目指しプロジェクトを推進する。</p> <p>①-2 機構本部の指示に基づき、引き続きパトロール及び点検を行い安全を確保する。</p> <p>② 学生及び教職員を対象に、「実験実習安全必携」を配付するとともに、安全衛生管理のための各種講習会を実施する。</p> <p>③ 学生および教職員に修学・就業環境の整備を目的としたアンケートを実施し、その意見を取り入れて環境改善を進めるよう努める。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
	<p>施設・設備の内容 ・校舎改修等 ・小規模改修等</p> <p>予定額(百万円) 総額 17,524</p> <p>財 源 施設整備費補助金 (14,919) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(2,605)</p> <p>(注1)施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について平成31年度(2019年度)以降は平成30年度(2018年度)同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>		
6.2 人事に関する計画 全国に51ある国立高等専門学校を設置する法人としての特性を踏まえつつ、理事長のリーダーシップのもと、教職員の業務の在り方を見直すとともに、人員の適正かつ柔軟な配置が可能となるよう、教職員のキャリアパスやダイバーシティ等に配慮した人事マネジメント改革に取り組む。 高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。(再掲) 教職員の資質の向上のため、国立大学法人などの人事交流を積極的に行うとともに、必要な研修を計画的に実施する。	<p>8.2 人事に関する計画 (1)方針 教職員とともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の業務の見直しを行い、教職員の働き方改革に取り組む。</p> <p>② 理事長が法人全体の教員人員枠の再配分や各国立高等専門学校の特色形成、高度化のための教員の戦略的配置を行う枠組み作りに取り組むとともに、国立高等専門学校幹部人材育成のために、計画的な人事交流制度を導入する。</p> <p>③ 若手教員の人員確保及び教育研究力向上のために、各国立高等専門学校の教員人員枠管理の弾力化を行う。</p> <p>④ 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。 ・専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。【再掲】 ・企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスマポイント制度を導入する。【再掲】 ・ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム(育児等のライフイベントにある教員が他の国立高等専門学校で勤務できる制度)等の取組を実施する。【再掲】 ・外国人教員の積極的な採用を進めるため、外国人教員の積極的な採用を行った国立高等専門学校への支援を充実する。【再掲】</p> <p>⑤ 教職員について、積極的に人事交流を進め多様な人材の活用を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図る。</p> <p>(2)人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。 (参考1) ア 期初の常勤職員数 6,500 人 イ 期末の常勤職員数の見込み 6,500 人以内 期末の常勤職員数については見込みであり、今後、各国立高等専門学校が有する強み・特色を踏まえた教育水準の維持向上を図りつつ、業務運営の効率化を推進する観点から人員の適正配置に関する目標を検討し、これを策定次第明示する。 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 234,140 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>	<p>8.2 人事に関する計画 (1)方針 教職員とともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の見直しとして、外部人材やアウトソーシング等の活用を促進する。</p> <p>② 教員の戦略的配置のための教員人員枠の再配分を行う。また、国立高等専門学校幹部人材育成のための計画的な人事交流を行う。</p> <p>③ 若手教員確保のため、教員人員枠の弾力化を行う。</p> <p>④-1 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。【再掲】 ④-2 クロスマポイント制度の実施を推進する。【再掲】 ④-3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。また、女性研究者支援プログラムなどの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。【再掲】 ④-4 外国人教員を積極的に採用した国立高等専門学校への支援を行う。【再掲】 ④-5 研修会等を通じて、男女共同参画やダイバーシティに関する意識啓発を図る。</p> <p>⑤ 教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。</p> <p>(2)人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。</p>	<p>8.2 人事に関する計画 (1)方針 ① ○課外活動指導員を採用して課外活動における教職員の負担軽減を図る。 ○学寮における宿日直業務を外部委託して寮務の負担軽減を図る。</p> <p>② ○戦略的に活用できる教員の採用を検討する。 ○国立高等専門学校幹部人材育成のため、近隣国立大学法人や高専間などとの人事交流を積極的に進める。</p> <p>③ 教員人員枠の特例流用を適用して、優秀な若手教員の確保に努める。</p> <p>④-1 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。【再掲】 ④-2 クロスマポイント制度の実施を検討する。【再掲】 ④-3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の活用を推進すべく、より効果的な学内広報を図る。また、女性研究者支援プログラムの実施により女性教員の働きやすい環境の整備に努める。【再掲】 ④-4 外国人を含めた教員公募を継続する。【再掲】 ④-5 すぐれた女性研究者を講師として招聘しロールモデル講演会を実施するとともに、学校のHPやニュースレターを媒体として、実施した事業や本校女性研究者や女子学生の活躍を発信する。さらに、メディアへ取り上げてもらえるよう、積極的に働きかける。また、FDを実施して男女共同参画やダイバーシティに関する意識の啓発を図る。</p> <p>⑤ 高専機構本部が実施する研修会の他、国立大学法人等研修、国、地方自治体等が主催する研修等に教職員を派遣し、資質の向上を図る。また、学内において定期的な研修会を実施する。</p> <p>(2)人員に関する指標 学内掲示の電子化、WebClassやMicrosoft365の活用、さくら連絡網を利用した保護者への連絡などにより、業務の効率化を図る。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和5年度 法人本部 年度計画	令和5年度 年度計画 (高専名:八戸工業高等専門学校)
6. 3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)のつどり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)のつどり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)のつどり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。
6. 4 内部統制の充実強化	<p>理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現する。その際、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するとともに、法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化する。また、これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。</p> <p>① 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、役員懇談会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針の共有化を図るとともに、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議を通じ、各国立高等専門学校の意見等を聞く。また、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。</p> <p>② 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と各国立高等専門学校校長との面談等を毎年度実施するとともに、リスクマネジメントを徹底するため、事業に応じ、法人本部及び国立高等専門学校が十分な連携を図りつつ対応する。</p> <p>③ これらが有効に機能していること等について、内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事への内部監査等の結果の報告、監事を支援する職員の配置などにより、監事による監査機能を強化する。</p> <p>④ 平成 23 年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直す。加えて、全国立高等専門学校の研究担当責任者を対象としたWeb会議の開催や各国立高等専門学校において研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。</p> <p>⑤ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定めることとする。なお、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>	<p>8. 3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて</p> <p>「情報システムの適切な整備及び管理並びに情報セキュリティの確保を目的として、以下の事項を進める。</p> <p>① 法人のプロジェクト管理組織(PMO)として位置付けた情報戦略推進本部を中心に、情報システムの最適化に取り組む。</p> <p>② 法人のDX(デジタルトランスフォーメーション)に持続的に取り組むため、各国立高等専門学校の情報担当者を対象とした研修を進め、人材確保を図る。</p> <p>③ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき制定する法人的サイバーセキュリティポリシー・対策規則等に則り、法人が行う情報セキュリティ監査及び内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が実施するNISC監査の結果を評価し必要な対策を講じる。</p> <p>④ 全教職員の情報セキュリティの意識向上を図るため、情報セキュリティ教育(e-learning)及びインシデント対応訓練等を実施する。また、管理職を対象とした情報セキュリティアップセミナーなど、職責等に応じて必要となる情報セキュリティ教育を計画的に実施する。</p> <p>⑤ 複雑化する情報セキュリティリスクに対応するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び各国立高等専門学校の有識者からなる情報戦略推進本部情報セキュリティ部門が連携し、今後の情報セキュリティ対策等を進める。</p> <p>⑥ 国立高等専門学校機構CSIRT(高専機構CSIRT)が中心となり、各国立高等専門学校にインシデント対応の情報共有を行うとともに、初期対応徹底のために「すぐやる3箇条」の周知を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防及び被害拡大を防ぐための啓発を実施する。</p> <p>8. 4 内部統制の充実・強化</p> <p>①-1 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。</p> <p>①-2 役員懇談会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針の共有化を図る。</p> <p>①-3 学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議や、理事長と各国立高等専門学校校長との面談を通じ、各国立高等専門学校の意見等を聞く。</p> <p>②-1 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と各国立高等専門学校校長との面談等を実施する。</p> <p>②-2 法人本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、各国立高等専門学校の教職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンスの向上を行う。</p> <p>②-3 事業に応じ、法人本部と国立高等専門学校が十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行う。</p> <p>③ これらを有効に機能させるために、内部監査及び各国立高等専門学校の相互監査については、時宜を踏まえた監査項目の見直しを行い、発見した課題については情報を共有し、速やかに対応を行う。また、内部監査等の結果を監事に報告するとともに、監事を支援する職員の配置などにより効果的に監査が実施できる体制とするなど監事による監査機能を強化する。なお、監事監査結果について随時報告を行う。</p> <p>④ 平成 23 年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直す。加えて、全国立高等専門学校の研究担当責任者を対象としたWeb会議の開催や各国立高等専門学校において研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。</p> <p>⑤ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定める。また、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>	<p>8. 3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて</p> <p>「情報システムの適切な整備及び管理並びに情報セキュリティの確保を目的として、以下の事項を進める。</p> <p>○ 情報担当者を対象とした研修に参加し、人材育成を図る。</p> <p>○ 全教職員の情報セキュリティの意識向上を図るため、情報セキュリティ教育(e-learning)及びインシデント対応訓練を実施する。また、管理職を対象とした情報セキュリティアップセミナーなどの情報セキュリティ教育に参加する。</p> <p>○ インシデントに関する情報共有について機構本部と行うとともに、初期対応徹底のために「すぐやる3箇条」の周知を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防及び被害拡大を防ぐための啓発を実施する。</p> <p>8. 4 内部統制の充実・強化</p> <p>①-1 校長のリーダーシップのもと、迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、毎定期的に企画室会議の開催を行う。また、必要に応じて運営委員会や各種委員会の開催をメール会議により行う。</p> <p>①-2 企画室会議、運営委員会、教員会議その他各種委員会、各科・コース・事務部会議を通じ、課題や方針の共有化を図る。</p> <p>①-3 学校運営及び教育研究活動の自主性・自律性や各科・コースの特徴を尊重するため、企画室会議、運営委員会、教員会議その他各種委員会、各科・コース・事務部会議を通じ、各科・コース・事務部の意見等を聞く。</p> <p>②-1 法人全体の共通課題の理解のために、校長は理事長との面談等に参加する。</p> <p>②-2 法人本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、教職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンスの向上に努める。</p> <p>②-3 事業に応じ、法人本部と十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行うように努める。</p> <p>③ 管理運営における教職員の意識向上及び共通理解を図るため、各監査等における指摘事項や改善提案等について、教員会議・学内研修等を通して周知し、情報共有を行う。また、改善すべき事項については、適切に改善・見直し等の対応を行ふ。</p> <p>④ ○ 予算執行における適正な会計ルール遵守を徹底するため、八戸高専版公的研究費使用マニュアルを中心に、教職員向けのコンプライアンス教育を実施する。</p> <p>○ 公的研究費等に関する不正使用防止策の一環として、業者向けに掲出している「研究費の契約等に関する注意事項」について、引き続き徹底を図り適正な会計手続きを遵守する。</p>